

「地域団体商標制度導入に伴う商標審査基準の改正 (案)」に対する意見募集

平成17年10月17日

特許庁

特許庁では、地域団体商標制度の導入を受け、地域団体商標に関する審査基準について検討を行ってまいりました。

今般、改正案をとりまとめましたので本案についてご意見等ございましたら以下の要領にて提出して下さい。

皆様からいただいた御意見につきましては、最終版の作成に際して参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個々の回答は致しかねますので予め御了承下さい。

1. 意見募集対象

地域団体商標制度導入に伴う商標審査基準の改正(案)
(別添参照)

2. 意見募集期間

平成17年10月17日(月)～平成17年11月7日(月)

電子メール及びFAXは、平成17年11月7日(月)17:00まで受け付けております。

郵送の場合は、平成17年11月7日(月)必着で郵送して下さい。

3. 意見送付要領

名前、住所、電話番号、職業(勤務先名等)を明記の上、次のいずれかの方法で意見を送付してください。なお、電話での意見提出は受け付けませんので、予め御了承ください。

< 電子メールの場合 >

電子メールアドレス : PA1T00@jpo.go.jp

件名を「地域団体商標制度導入に伴う商標審査基準の改正(案)への意見」と入力してください。

< FAXの場合 >

FAX番号 03 - 3580 - 5907

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室あて

< 郵送の場合 >

〒100 - 8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室あて

4. 資料入手方法

(1) 特許庁ホームページから入手できます。

上記1. 意見募集対象より閲覧・ダウンロードができます。

(2) 特許庁・各特許室で配布しています。

- ・ 特許庁審査業務部商標課商標審査基準室
(東京都千代田区霞が関3 - 4 - 3)
- ・ 北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室
(札幌市北区北7条西2 - 8 北ビル7F)
- ・ 東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室
(仙台市青葉区本町3 - 4 - 18 太陽生命仙台北町ビル7F)
- ・ 関東経済産業局地域経済部技術企画課特許室
(さいたま市中央区新都心1 - 1 さいたま新都心合同庁舎1号館9F)
- ・ 中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室
(名古屋市中区栄2 - 10 - 19 名古屋商工会議所ビルB2F)
- ・ 近畿経済産業局地域経済部産学官連携推進課特許室

(大阪市天王寺区伶人町2 - 7 関西特許情報センター1F)

- ・ 中国経済産業局地域経済部次世代産業課特許室
(広島市中区上八丁堀6 - 30 広島合同庁舎3号館)
- ・ 四国経済産業局地域経済部産業技術課特許室
(高松市林町2217 - 15 香川産業頭脳化センター2F)
- ・ 九州経済産業局地域経済部技術企画課特許室
(福岡市博多区博多駅東2 - 6 - 23 住友博多駅前第2ビル2F)
- ・ 沖縄総合事務局経済産業部地域経済課特許室
(那覇市前島3 - 1 - 15 大同生命那覇ビル5F)

(なお、資料のコピー依頼、郵送及びFAX送付依頼については応じかねますので御了承ください。)

5. 諸注意

- ・ 意見提出の様式は問いません。
- ・ 御意見は、住所、電話番号等の連絡先を除き全て公開される可能性があることを御承知おきください。

お問い合わせ先

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室
(担当者: 梶原・杉本)

TEL : 03-3581-1101(代表) 内線 2807

E-mail : PA1T00@jpo.go.jp

三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）

その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみ
からなる商標

1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。
2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。
(例) 略称・・・「アルミ」（アルミニウム）
「パソコン」（パーソナルコンピュータ）
「損保」（損害保険の引受け）
「空輸」（航空機による輸送）
俗称・・・「波の花」（塩）
「おてもと」（箸）
「一六銀行」（質屋による資金の貸付け）
「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営）
3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。
ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。
4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

第 2 第 3 条第 2 項

(使用による識別性)

前項第 3 号から第 5 号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

- 1 . 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。
- 2 . (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。
 - (2) 例えば、次のように、出願された商標と証明書に表示された商標とが異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。
 - (イ) 出願された商標が草書体の漢字であるのに対し、証明書に表示された商標が楷書体又は行書体の漢字である場合
 - (ロ) 出願された商標が平仮名であるのに対し、証明書に表示された商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合
 - (ハ) 出願された商標がアラビア数字であるのに対し、証明書に表示された商標が漢数字である場合
 - (ニ) 出願された商標が㊤のような態様であるのに対し、証明書に表示された商標が□、△又は⊙のような構成である場合
 - (ホ) 出願された商標が立体商標であるのに対し証明書に表示された商標が

平面商標である場合、又は出願された商標が平面商標であるのに対し証明書に表示された商標が立体商標である場合

(3) 出願された商標と証明書に表示された商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときには、本項の判断において考慮するものとする。

3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
- ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
- ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
- ③ 商標が使用されていることを明示する写真
- ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。
なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第6条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1．ないし7． 略

8．(1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。

(2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。

9．商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。
この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するかどうか
- (ロ) 販売部門が一致するかどうか
- (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
- (ニ) 用途が一致するかどうか
- (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

10．役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。
この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか

- (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
- (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ニ) 業種が同じかどうか
- (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- (ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

11 . 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。

- (イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- (ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか
- (ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- (ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

十四、第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

1. ないし5. 略

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

地域の名称が当該商品の産地であれば、「○○（地域の名称）産の（商品名）」とする

地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「○○（地域の名称）における（役務名）」とする

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「○○（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする（商品名）」とする

地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「○○（地域の名称）に由来する製法により生産された（商品名）」とする

第5 第6条 (一商標一出願)

第6条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

1 . ないし 5 . 略

6 . 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

7 . その他

(1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、第5条の2第2項に基づく補完指令の対象となる。

(2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令（方式）の対象となる。

(3) 商品及び役務の区分が2以上である場合は、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令（方式）の対象となる。

(例) 第1類、第3類、第5類 化学品，化粧品，薬剤

第35類、第36類 経営の診断及び指導，有価証券の売買

8 . 商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）施行の際、現に特

許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第6条第1項に基づき前記2．
ないし5．と同様に取り扱うものとする。

第7条の2 (地域団体商標)

一、第7条の2第1項柱書

第7条の2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第3条の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

1. 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するものとする。

- (1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること
- (2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること

2. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りでない。

3. 本項柱書を適用して登録が認められるのは、出願に係る商標及び指定商品又は指定役務と、使用に係る商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。

なお、商標の同一性の判断については、この基準第2（第3条第2項）の2を準用する。

4 . (1) 本項柱書にいう「需要者の間に広く認識されている」とは、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする。

(2) 本項柱書の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の3を準用する。

5 . 出願に係る商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

6 . 地域団体商標に係る指定商品又は指定役務の記載については、この基準第3の十四（第4条第1項第16号）を参照することとする。

二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号

第1号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第2号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第3号 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。

2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1.及び2.を準用する。

3.(1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。

商品「織物」「和服（長着）」「帯」について、「織」「紬」の名称

商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称

商品「漆器製の食器類」について、「塗」の名称

商品「盆」について、「彫」の名称

商品「かご」「行李（こうり）」について、「細工」の名称

商品「豚肉」について、「豚」の名称

役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称

役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

(2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、
需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、
認識されている名称は、前記 3 . (1)にいう「商品又は役務を表示するもの
として慣用されている名称」に含まれるものとする。

(例)

「天然あゆ」「完熟トマト」

4 . (1) 第 3 号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付され
る文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当
する。

産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

提供の場所に付される文字の例

「本場」

(2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているもので
あっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるもの
とは認められないものは、本号には該当しない。

(例) 「特選」「元祖」「本家」

「特級」「高級」

5 . 例えば、次のような商標は、第 1 号から第 3 号のいずれにも該当しないもの
とする。

「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれない
もの

「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務
を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの

「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものと
して慣用されている名称」のいずれも含まないもの

第 1 号から第 3 号に規定された文字以外の文字（例えば、上記 4 . (2)
に該当するもの）、記号又は図形を含むもの

識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

三、第7条の2第2項

第2項 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

1．本項の規定の適用に際しては、本条第4項の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。

2．本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

- (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
- (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
- (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域

3．本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

- (1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域

4．本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。

- (1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について

原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地

「硯」について、原材料「石」の産地

- (2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のよう

なものがある。

「織物」について、伝統的製法の由来地

- 5.(1) 出願に係る商標が、本項に規定する「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。

地域の名称が当該商品の産地である場合

a．出願人又はその構成員が当該商品をその地域において生産していること

b．出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

地域の名称が当該役務の提供の場所である場合

a．出願人又はその構成員が当該役務をその地域において提供していること

b．出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合

a．当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること

b．出願人又はその構成員がその地域において生産されたその主要な原材料を用いた当該商品を生産していること

c．出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合

a．出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該商品を生産していること

b．出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

(2) 上記(1)の事実、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

新聞、雑誌、書籍等の記事

公的機関等の証明書

パンフレット、カタログ、組合員名簿、内部規則

納入伝票、注文伝票等の各種伝票類